

答 申 書

(答申第103号)

平成29年7月19日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、第2の2（1）アの公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年3月9日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

- (1) 核燃料税の課税期間を「廃止措置計画の認可日まで」と県が解釈したことに対し、事業者がその解釈を受け入れる意向を示したことを記した文書。文書がなければメモ書き、電磁的記録（電子メール）など、その手がかりとなるもの
- (2) 核燃料税の更新に関して、これまでに事業者と県との間で交わした念書、覚書などの書類一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年3月23日付け税第104号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

ア 核燃料税の課税期間を「廃止措置計画の認可日まで」と県が解釈したことに対し、事業者がその解釈を受け入れる意向を示したことを記した文書。文書がなければメモ書き、電磁的記録（電子メール）など、その手がかりとなるもの

イ 核燃料税の更新に関して、これまでに事業者と県との間で交わした念書、覚書などの書類一式

(2) 公開しない理由

該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月30日、本件処分のうち、本件対象公文書の全部公開を求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年12月9日付け税第679号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件対象公文書の全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の不存在について

福井県は非公開理由を「該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため」としている。だが、該当する公文書が存在しないのは不自然である。「事実上の公文書」に相当する電子メールでのやり取りかメモ書きが残っているのではないか。

異議申立人による別の公文書公開請求に対し、福井県が開示した公文書によると、福井県核燃料税条例に出力割の課税期間が「廃止措置を講じるために運転を終了した日まで」と規定されていることについて、電力2事業者が福井県に対して「『運転終了日』をどう解釈すべきか」と照会している。両事業者は自社の見解を「電気事業法第9条に基づく廃止の日」としていたが、福井県はいずれの照会にも「廃止措置計画の認可日まで」と回答した。

しかし、この1回のやり取りをもって、事業者がすんなり納得したというのは、あまりに不自然である。事業者にとっては企業業績、福井県にとっては税収に関わる内容だけに、本来はきちんと両者で合意すべき問題である。

福井県の解釈を採用すれば、両事業者は合計で数億円規模の税負担が増える。それにも関わらず、文書等での合意もなしに、すんなり受け入れたとは考えがたい。ましてや電力事業者は照会文書に、「条例制定前の平成23年5月に県税務課から、課税期間は電気事業法上の廃止日までと聞いていた」という趣旨の内容を書いている。

福井県と電力事業者は平成27年3月17日の廃炉表明日より前に「実質的な協議」をしていた。ではなぜ、両事業者はそれよりも後になって、課税期間の解釈について福井県に照会したのか。ここからは異議申立人の推測になるが、電力事業者または福井県、もしくは両者が課税期間の解釈について、文書に残す必要性に迫られたからではないか。例えば、電力事業者にとっては社内監査をクリアするうえで、「適正な手続きに基づく税負担」という根拠が必要だったかもしれない。

(2) その他の主張について

平成23年11月の核燃料税更新に関する電力事業者との協議で、福井県は会議録を作成していなかった。だが、平成18年11月の更新時は議事録を作成しており、相反する対応になっている。

福井県が非公開決定とした公文書に「現行の核燃料税の税率設定にあたり、事前に定めた『核燃料税の財政需要について(第8期計画)』に対応する実績がわかる文書一式」がある。これは「核燃料税の税率や仕組みの決定にあたり、財政需要を根拠にしているのだから、当然、実績がどうだったかを把握できる公文書もあるはず」と考

え、開示請求したものである。ところが福井県は決定期間を約1か月間延長したうえで、非公開決定の処分をした。なぜこのような理不尽な対応がまかり通るのか。

また「使用済み核燃料または、その中に含まれる核物質への課税の可能性について、これまでに検討した状況がわかる資料、メモなどの文書一式」も非公開決定となった。「県民に混乱が生じるおそれ」などが理由である。しかし、異議申立人は県関係者から「県はずいぶん前から、使用済み核燃料の保管税のようなものを検討してきた」と聞いている。また、使用済み核燃料税は新潟県柏崎市、鹿児島県薩摩川内市がすでに導入。美浜原発1、2号機の廃炉が決まった美浜町、敦賀原発1号機の廃炉が決まった敦賀市も、どこまでのレベルの検討かは定かではないものの、使用済み核燃料への課税について研究してきた。いわば「原発立地自治体なら、どこでも考え得る課税方式」であるのに、なぜそこまで情報を伏せようとするのか。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 本件対象公文書の不存在について

異議申立人が異議申立書で全部公開を求める公文書は、「核燃料税の課税期間を『廃止措置計画の認可日まで』と県が解釈したことに対し、事業者がその解釈を受け入れる意向を示したことを記した文書。文書がなければメモ書き、電磁的記録（電子メール）など、その手がかりとなるもの」である。

電力事業者と福井県核燃料税条例の廃止措置計画の認可日についてやり取りした公文書は、簡易処理票（福井県核燃料税条例の解釈に関する電力事業者からの照会について）2件のみであり、これらの文書は、平成28年2月18日付け税第5号で一部公開しており、それ以外に公文書は存在しない。

異議申立人は、電力事業者が照会を県に対して行った時期についての疑義を主張しているが、電力事業者側が、廃炉が現実化したことをもって、平成27年3月頃、「廃止措置を講じるために発電用原子炉の運転を終了した日」の解釈について、電話で問い合わせを行ったのが発端である。

その後、事業者それぞれの組織内での決裁を経て、文書による照会が行われたため、県側も公文書で回答を行ったものである。その間、担当者レベルでの電話による連絡や確認などは随時行われていたが、それをすべて公文書として記録することは現実的ではない。異議申立人が「存在しないのは不自然」と主張しても該当する公文書が存在しないという事実が変わりはない。

なお、異議申立人は、異議申立書の中で、「廃止措置を講じるために発電用原子炉の運転を終了した日」の解釈について、電力事業者が「平成23年5月に県税務課から、課税期間は電気事業法上の廃止日までと聞いていた」ということに言及しているが、「廃止措置計画の認可日」が条例制定時からの一貫した解釈である。

2 その他の主張について

異議申立人は平成23年度の電力事業者との説明会の議事録が存在していないこと、核燃料税の財政需要の実績に係る公文書の非公開決定の件および使用済燃料課税についての検討資料に係る公文書の非公開決定の件についての疑義を主張しているが、本件対象公文書に係る非公開決定との関連はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書が不存在として非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の不存在について

当審査会は、実施機関の説明を踏まえて、条例第24条（審査会の調査審議）の規定に基づき、様々な角度から調査を実施したところ、異議申立人が公開を求める本件対象公文書について、存在をうかがわせる事実認められなかった。したがって、本件対象公文書を全部公開すべきとする異議申立人の請求は認めることができない。

なお、異議申立人が、異議申立書の中で、「該当する公文書が存在しないのは不自然である。『事実上の公文書』に相当する電子メールでのやり取りかメモ書きが残っているのではないか。」と主張していることについて、公開対象となる「公文書」とは、条例第2条第2項に規定されているとおり、「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているもの」をいうが、「当該実施機関が管理しているもの」とは、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいい、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は公文書に該当しないことから、個人の電子メールやメモ書きは公開対象とならない。

3 その他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書について不存在として非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年12月 9日	・ 諮問書の受理
平成28年12月19日	・ 審議（第1回）
平成29年 1月30日	・ 審議（第2回）
平成29年 3月13日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成29年 4月24日	・ 審議（第4回）
平成29年 5月29日	・ 審議（第5回）
平成29年 6月19日	・ 審議（第6回）
平成29年 7月19日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	